

## 国会において修正された事項

## 1. 消費者庁設置法

修正項目	政府案	修正		
題名	消費者庁設置法	消費者庁及び消費者委員会設置法		
任務規定	—	消費者の権利の尊重等を追加（第3条）		
関係行政機関の協力	「関係行政機関の協力」として規定	要求権限である旨を明確化するため、見出しを「資料の提出要求等」に変更（第5条）		
消費者政策委員会 (消費者委員会)	名称	消費者政策委員会	消費者委員会	
	位置付け	消費者庁に設置	内閣府に設置（第6条）	
	委員	独立性	—	委員は、独立してその職権を行う。（第7条）
		人数	15人以内	10人以内（第9条）
		勤務形態	非常勤	非常勤
				2年以内の常勤化を図ることを検討（附則第2項）
	委員の内3名については常勤的に務めることが可能となるように人選（与野党合意）（衆・附帯5、参・附帯7）			
	登用	—	民間から登用（衆・附帯4、参・附帯6）	
	権限	—	関係行政機関の長に対する資料提出要求（第8条）	
		①諮問に応じ重要事項を調査審議 ②内閣総理大臣、各省大臣に意見 ③—	①内閣総理大臣、各省大臣に建議（第6条第2項第1号） ②諮問に応じ重要事項を調査審議（同条項第2号） ③消費者安全法20条による内閣総理大臣への勧告及び報告要求を特記（同条項第3号）	
事務局	—	多様な専門分野にわたる民間からの登用（衆・附帯8、参・附帯11）		

## \* 附則等に規定された事項

所管法律	3年以内に消費者関連法律についての消費者庁の関与の在り方を見直し（附則第3項）
体制整備	消費者庁・委員会・国民生活センターの更なる体制整備を検討（附則第3項）
地方消費者行政	3年以内に国が行う支援のあり方について所要の法改正を含む全般的な検討を加える（附則第4項）（参・附帯30）

	地方交付税措置を活用しつつ、基金を上積みし、支援対象の拡充（「集中育成・強化期間」において増大する業務に係る人件費等）等により相談員の処遇改善を図るとともに、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について消費者委員会で検討（与野党合意）（衆・附帯 19、参・附帯 24）
適格消費者団体への支援	3年以内に国の支援の在り方について見直し（附則第5項）（衆・附帯 22、参・附帯 29）
被害者救済等	3年を目途に加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討（附則第6項）（参・附帯 31）

## 2. 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

修正項目	政府案	修正
特命担当大臣の総合調整権限	—	特命担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確化するために修正（内閣府設置法第4条第1項）（衆・附帯 20、参・附帯 25）

## 3. 消費者安全法

修正項目	政府案	修正
情報の収集・開示	—	国及び地方公共団体の責務に追加（第4条3項）
	結果の概要の公表	結果の公表（第13条第3項）
	—	上記を国会報告（第13条第4項）
消費者教育	—	国及び地方公共団体の責務に追加（第4条6項） 消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たす（参・附帯 16）
関係行政機関の協力	「関係行政機関の協力」として規定	要求権限である旨を明確化するため、見出しを「資料の提出要求等」に変更（第14条）
消費者委員会の権限	内閣総理大臣への意見	内閣総理大臣への勧告（第20条第1項）
		内閣総理大臣に対する報告要求等（同条第2項）
重大事故等の範囲	—	3年以内に財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討する旨の附則を追加（附則第2項）